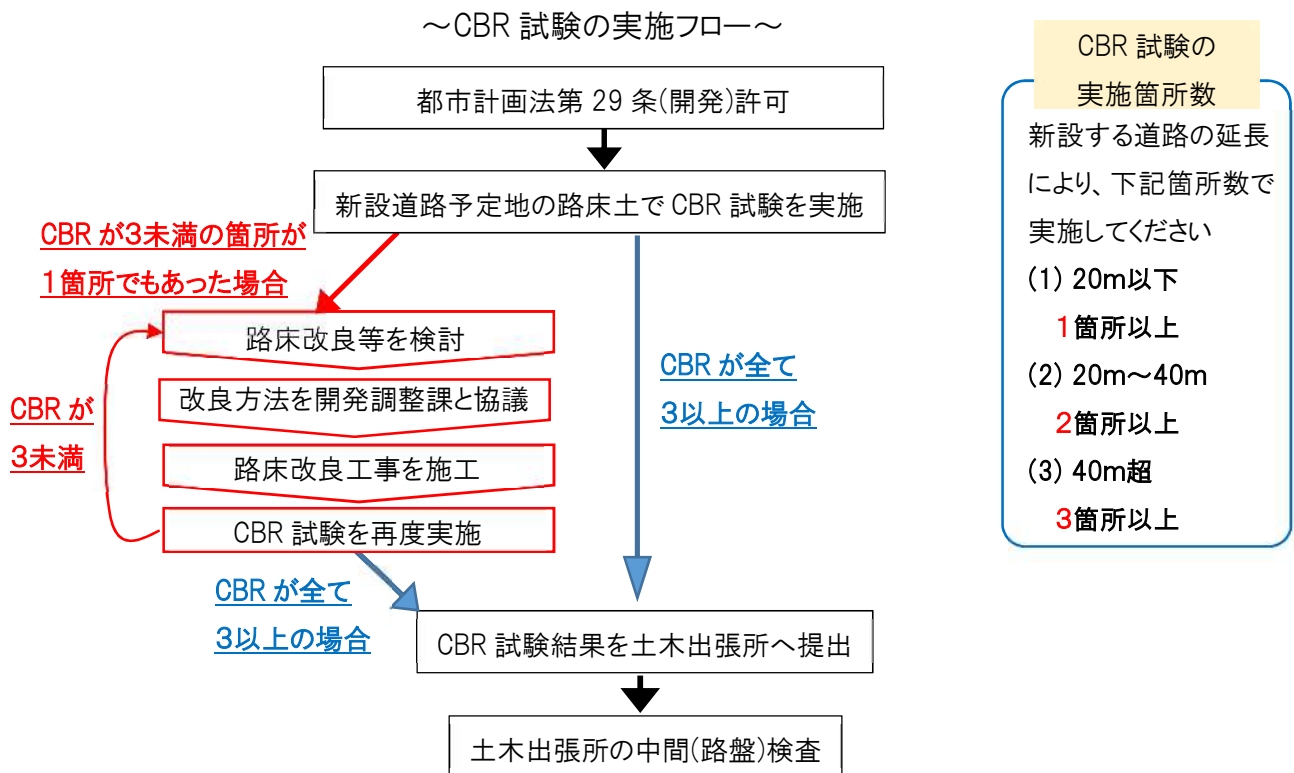


道路新設時に CBR 試験が必要になります

令和6年1月以降に現場調査依頼書を提出する開発行為において、道路を新設する(既存道路の拡幅のみの場合は除く)場合は、土木出張所が行う中間(路盤)検査の実施までに、路床について CBR 試験を実施し、**CBR 値が3以上**であることが証明できる書類(試験機関等の検査成績表等)の提出が必要となります。



【Q1】 CBR 試験の実施時期は？

A1 試験実施時期の指定はありませんが、土木出張所が行う中間(路盤)検査の実施前に CBR が3以上である試験成績表等の提示が必要です。

【Q2】 CBR 試験は誰が行うのか？立会いは必要か？

A2 CBR 試験は事業者で行っていただく必要があります。試験が実施可能な機関等に委託していただいても構いません。なお、試験に際して土木出張所等の立会いは不要です。

お問い合わせ先
 建築・開発担当部開発調整課開発審査係
 TEL: 03-5984-1648(直通)